

2 宮城県税務機構の沿革

年 月 日	沿 革 概 要																								
大正15年7月1日	郡役所廃止後の県税事務所所掌 賦課関係 本庁庶務課 徴収関係 滞納に係る分は本庁会計課(納期内に係る分は市町村に委任)																								
昭和9年7月1日	財務出張所設置 県下次の場所に設置し、主として徴収事務を所掌																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台財務出張所</td> <td>仙 台 市</td> <td>仙台市, 刈田, 柴田, 伊具, 亘理, 名取, 宮城, 黒川の各郡</td> </tr> <tr> <td>古川財務出張所</td> <td>古 川 市</td> <td>加美, 志田, 玉造, 栗原の各郡</td> </tr> <tr> <td>石巻財務出張所</td> <td>石 巻 市</td> <td>石巻市, 桃生, 牡鹿, 遠田の各郡</td> </tr> <tr> <td>佐沼財務出張所</td> <td>佐 沼 町</td> <td>登米, 本吉の各郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	管 轄 区 域	仙台財務出張所	仙 台 市	仙台市, 刈田, 柴田, 伊具, 亘理, 名取, 宮城, 黒川の各郡	古川財務出張所	古 川 市	加美, 志田, 玉造, 栗原の各郡	石巻財務出張所	石 巻 市	石巻市, 桃生, 牡鹿, 遠田の各郡	佐沼財務出張所	佐 沼 町	登米, 本吉の各郡									
名 称	所在地	管 轄 区 域																							
仙台財務出張所	仙 台 市	仙台市, 刈田, 柴田, 伊具, 亘理, 名取, 宮城, 黒川の各郡																							
古川財務出張所	古 川 市	加美, 志田, 玉造, 栗原の各郡																							
石巻財務出張所	石 巻 市	石巻市, 桃生, 牡鹿, 遠田の各郡																							
佐沼財務出張所	佐 沼 町	登米, 本吉の各郡																							
昭和12年2月20日	財務出張所増置 仙台財務出張所の管轄から次の財務出張所を分離した。																								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>大河原財務出張所</td> <td>大 河 原 町</td> <td>刈田, 柴田, 伊具, 亘理の各郡</td> </tr> </tbody> </table>	大河原財務出張所	大 河 原 町	刈田, 柴田, 伊具, 亘理の各郡																					
大河原財務出張所	大 河 原 町	刈田, 柴田, 伊具, 亘理の各郡																							
昭和16年1月31日	総務部税務課設置 税制改正に伴い総務部に税務課を設置した。所掌事務は次の通り。 (1) 県税の賦課徴収及び滞納処分に関する事項 (2) 県税検査に関する事項 (3) 地方分与税の分与に関する事項 (4) 市町村間の営業税の分割に関する事項 (5) 財務出張所に関する事項																								
昭和17年7月1日	財務出張所廃止 1. 次のとおり地方事務所が新設され、総務課に税務係を置き県税事務を所掌。 これに伴い財務出張所は廃止された。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刈田地方事務所</td> <td>白 石 町</td> <td>刈田郡</td> </tr> <tr> <td>柴田地方事務所</td> <td>大 河 原 町</td> <td>柴田郡</td> </tr> <tr> <td>伊具地方事務所</td> <td>角 田 町</td> <td>伊具郡</td> </tr> <tr> <td>亘理名取地方事務所</td> <td>岩 沼 町</td> <td>亘理郡, 名取郡(秋保村・生出村を除く。)</td> </tr> <tr> <td>宮城黒川地方事務所</td> <td>仙 台 市</td> <td>仙台市, 塩竈市, 宮城郡, 黒川郡, 名取郡秋保村・生出村</td> </tr> <tr> <td>大崎地方事務所</td> <td>古 川 町</td> <td>加美郡, 志田郡, 玉造郡</td> </tr> <tr> <td>遠田地方事務所</td> <td>涌 谷 町</td> <td>遠田郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	管 轄 区 域	刈田地方事務所	白 石 町	刈田郡	柴田地方事務所	大 河 原 町	柴田郡	伊具地方事務所	角 田 町	伊具郡	亘理名取地方事務所	岩 沼 町	亘理郡, 名取郡(秋保村・生出村を除く。)	宮城黒川地方事務所	仙 台 市	仙台市, 塩竈市, 宮城郡, 黒川郡, 名取郡秋保村・生出村	大崎地方事務所	古 川 町	加美郡, 志田郡, 玉造郡	遠田地方事務所	涌 谷 町	遠田郡
名 称	所在地	管 轄 区 域																							
刈田地方事務所	白 石 町	刈田郡																							
柴田地方事務所	大 河 原 町	柴田郡																							
伊具地方事務所	角 田 町	伊具郡																							
亘理名取地方事務所	岩 沼 町	亘理郡, 名取郡(秋保村・生出村を除く。)																							
宮城黒川地方事務所	仙 台 市	仙台市, 塩竈市, 宮城郡, 黒川郡, 名取郡秋保村・生出村																							
大崎地方事務所	古 川 町	加美郡, 志田郡, 玉造郡																							
遠田地方事務所	涌 谷 町	遠田郡																							

年 月 日	沿 革 概 要		
	名 称	所 在 地	管 轄 区 域
	栗原地方事務所	築 館 町	栗原郡
	登米地方事務所	佐 沼 町	登米郡
	桃生牡鹿地方事務所	石 巻 市	石巻市, 桃生郡, 牡鹿郡, 本吉郡十三浜村
	本吉地方県事務所	志 津 川 町	本吉郡(十三浜村を除く。)
昭和20年12月24日	<p>2. 総務部税務課廃止 - 庶務課に統合 地方事務所新設に伴う一般機構改革により総務部税務課を廃止し, その所掌事務を総務部庶務課に統合する。 内政部総務課所掌となる。 終戦後の新事態に処する機構の整備強化に伴い, 総務部庶務課を廃止し, 内政部総務課となり, 税務事務もその所掌に入る。</p>		
昭和21年2月1日	<p>内務部総務課所掌となる。 地方行政機構の改革に伴い, 内政部総務課は内務部総務課となり, 税務事務もその所掌に入る。</p>		
昭和21年8月12日	<p>内務部庶務課所掌となる。 処務規程改正に伴い, 内務部総務課は同部庶務課と改称された。</p>		
昭和22年5月9日	<p>市部所轄地方事務所に税務課設置 地方税制の改正に伴い, 税務機構充実のため市部所轄たる宮城黒川, 桃生牡鹿両事務所に税務課を設置した。</p>		
昭和23年7月1日	<p>地方事務所に税務課独立 地方税制の改正に伴い, 税務機構の整備強化を図るため全地方事務所に税務課を設置した。</p>		
昭和23年9月1日	<p>総務部税務課設置 同前事由により, 庶務課から分離拡充して税務課を設置した。 所掌事務は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県税の賦課, 徴収並びに滞納処分に関する事項 2. 市町村間課税標準の分割に関する事項 3. 納税施設その他県税に関する事項 		
昭和23年12月14日	<p>気仙沼町に本吉地方事務所の気仙沼派出所を設置 小泉村以北10ヶ町村を所轄</p>		
昭和25年1月31日	<p>県税犯則取締りの所掌事務加わる 地方税法により国税犯則取締法が準用されたので本庁税務課所掌事務に「県税犯則取締」の事項を追加した。 25年5月現在の税務課は庶務係, 企画係, 調査係の3係</p>		
昭和25年7月1日	<p>仙台税務出張所設置 1. 税務事務分量の繁忙を緩和し, 円滑なる税務の運営を図るため, 宮城黒川地方事務所管轄から仙台市の区域を分離し, 仙台税務出張所を設置, その所掌を移管した。機構は庶務課, 調査課, 徴収課の3課制。</p>		

年 月 日	沿 革 概 要			
昭和25年11月10日	2. 本庁税務課所掌事務に「仙台税務出張所に関する事項」加わる。 25年10月現在税務課は庶務係、企画係、調査係、指導査察係の4係 塩竈市に宮城黒川地方事務所の塩釜税務派出所を設置 塩竈市内県税事務の処理に当たる。			
昭和25年12月15日	古川市の区域は大崎地方事務所の管轄となる。			
昭和26年7月1日	仙台税務出張所の機構を庶務課、調査第一課、調査第二課、徴収課の4課制とした。 26年8月現在の本庁税務課は庶務係、企画係、調査第一係、調査第二係、指導査察係の5係			
昭和28年6月1日	気仙沼市の区域は、本吉地方事務所の管轄となる。			
昭和28年8月1日	本庁税務課の機構を庶務係、企画指導係、調査第一係、調査第二係、調査第三係の5係とした。			
昭和29年4月1日	白石市の区域は、刈田地方事務所の管轄となる。			
昭和30年5月1日	県税の滞納を整理するため、仙台税務出張所及び知事が必要と認める地方事務所に納税勧奨員を置くことになった。			
昭和30年7月26日	本庁税務課の機構を庶務係、企画指導係、調査第一係、調査第二係の4係とした。			
昭和30年10月20日	地方事務所を廃止し、県出張所が設置され、地方事務所税務課は県出張所税務課となる。			
昭和30年11月1日	仙台税務出張所に次長を置いた。 31年8月現在の本庁税務課は庶務係、企画係、査察指導係、調査第一係、調査第二係の5係			
昭和32年5月7日	本庁に係制度が設けられた(従前は課の任意設置)。 税務課は従前と同じく5係制。			
昭和33年8月1日	県税事務所設置 機構改革により県出張所並びに税務出張所が廃止され、税務機構は次のように整備された。			
	名 称	所 在 地	管 轄 区 域	機 構
	仙台県税事務所	仙 台 市	仙台市、亘理町、名取郡、宮城郡泉町・宮城村	総務、直税、間税、徴収第一、徴収第二の5課制 次長を置く
	仙台県税事務所 塩釜出張所	塩 竈 市	塩竈市、宮城郡(泉町、宮城村を除く。)黒川郡	
	大河原県税事務所	大 河 原 町	白石市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	総務、調査の2課制
	古川県税事務所	古 川 市	古川市、加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡	"
	築館県税事務所	築 館 町	栗原郡	"
	迫県税事務所	迫 町	登米郡	"
	石巻県税事務所	石 巻 市	石巻市、桃生郡、牡鹿郡	総務、調査、徴収の3課制

年 月 日	沿 革 概 要			
	名 称	所 在 地	管 轄 区 域	機 構
	志津川県税事務所	志津川町	本吉郡(唐桑町,本吉町を除く)	総務,調査の2課制
	志津川県税事務所 気仙沼出張所	気仙沼市	気仙沼市,本吉郡唐桑町・本吉町	
昭和34年10月26日 昭和35年11月1日 昭和37年7月20日	大河原,古川の各県税事務所に,新たに徴収課が設置され3課制となる。 塩釜出張所管轄の黒川郡の区域が仙台県税事務所本所に移管された。			
	1. 本庁税務課の機構を総務係,企画係,直税係,間税係,徴収係とした。 2. 築館,迫,志津川の各県税事務所に新たに徴収課が設置され3課制となる。 3. 各県税事務所に次長を置き総務課長を兼務させた。			
昭和37年8月1日 昭和42年8月1日	各県税事務所各課に課長補佐を,塩釜出張所に所長代理を置いた。 仙台北・仙台南・塩釜各県税事務所及び自動車税管理事務所設置 仙台県税事務所を廃止し,次の3県税事務所及び自動車税管理事務所が設置され, 自動車税に関する事務は,各県税事務所から除かれた。			
	名 称	所 在 地	管 轄 区 域	機 構
	仙台北県税事務所	仙 台 市	仙台市(広瀬川以北), 宮城郡泉町・宮城町, 黒川郡	総務,直税,間税,徴収第一,徴収第二の5課制
	仙台南県税事務所	仙 台 市	仙台市(広瀬川以南), 名取市,亶理郡,名取郡	総務,調査,徴収の3課制
	塩釜県税事務所	塩 釜 市	塩釜市,宮城郡(泉町,宮城町を除く。)	
	自動車税管理事務所	仙 台 市		総務,調査の2課制 次長を置く
昭和43年7月1日	所掌事務の追加と変更 自動車取得税の創設に伴い,所掌事務の一部を次のように改めた。 自動車税.....{自動車税=申告受付,証紙徴収 管理事務所.....{自動車取得税=申告受付,申告に係る証紙徴収 各県税事務所.....自動車税及び自動車取得税については上記以外の事務			
昭和46年8月1日	仙台中央県税事務所設置 1. 本庁税務課の徴収係を管理係に改称した。 2. 仙台北県税事務所を分割し,仙台中央県税事務所が新設され次のとおりとなった。			
	名 称	所 在 地	管 轄 区 域	機 構
	仙台中央県税事務所	仙 台 市	仙 台 市 (広瀬川以北の市中央部)	総務,直税,間税, 納税の4課制
	仙台北県税事務所	仙 台 市	仙台市(仙台中央及び仙台南県税事務所の管轄区域を除く。) 泉市,宮城郡宮城町,黒川郡	総務,課税,納税 の3課制

年 月 日	沿 革 概 要										
昭和47年4月1日 昭和48年8月1日	<p>3. 築館, 迫, 志津川の各県税事務所の徴収課を廃止し, 納税関係事務を総務課に移管した。各県税事務所の調査課を課税課に, 徴収課を納税課に改称した。</p> <p>4. 志津川県税事務所管轄の賦課徴収はすべて気仙沼出張所において行うこととした。</p> <p>5. 調査員制度を設け, 主任調査員及び調査員を一部県税事務所に配置した。本庁税務課の管理係を納税係と改称し, 電算担当の管理係を設置した。</p>										
昭和49年4月1日	<p>築館, 迫, 志津川の各県税事務所の総務課長補佐を2人とし, 総務, 納税を分担させた。</p> <p>1. 主任調査員及び調査員は本庁税務課に置くこととした。</p> <p>2. 自動車税管理事務所の所掌事務等を次のとおり改めた。</p> <p>(1) 自動車取得税に関するすべての事務を取り扱うこととした。</p> <p>(2) 仙台市の区域に係る自動車税に関するすべての事務を取り扱うこととした。</p> <p>(3) 調査課を課税課と改称した。</p>										
昭和50年4月1日	<p>3. 次長の総務課長兼務を解き, 次長職専任とした。大河原, 仙台南, 仙台中央, 仙台北, 塩釜, 古川, 石巻の各県税事務所の総務課長補佐及び築館, 迫の各県税事務所総務課の総務担当課長補佐を廃止した。</p>										
昭和50年4月1日	<p>地方機関にも係制度が設けられた(従来は機関の長が承認を得て設置)。</p>										
昭和51年4月1日	<p>築館, 迫, 志津川の各県税事務所及び自動車税管理事務所の課税課長補佐を廃止した。</p>										
昭和52年4月1日	<p>機構改革により本庁税務課の総務係を廃止し, 庶務担当主幹を置いた。</p>										
昭和53年4月1日	<p>築館, 迫, 志津川の各県税事務所に納税課が設置され3課制となる。</p>										
昭和54年4月1日	<p>築館, 迫, 志津川の各県税事務所の総務課に指導係を設置した。</p>										
昭和55年4月1日	<p>築館, 迫, 志津川の各県税事務所の課税課に課長補佐を置いた。</p>										
昭和56年4月1日	<p>1. 電算担当の課長補佐を本庁税務課に置くこととした。</p> <p>2. 自動車税に関する事務を自動車税管理事務所が行うこととした。ただし, 仙台市以外の区域の自動車税に係る滞納処分については, それぞれの県税事務所が行うこととした。</p> <p>3. 自動車税にオンラインシステムを採用した。</p> <p>4. 自動車税管理事務所の組織を次のように改めた。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本 所</td> <td>総 務 課</td> <td>総 務 係, 管 理 係</td> </tr> <tr> <td>課 税 課</td> <td>課 税 係</td> </tr> <tr> <td>納 税 課</td> <td>納 税 係, 収 納 係</td> </tr> </tbody> </table>		課	係	本 所	総 務 課	総 務 係, 管 理 係	課 税 課	課 税 係	納 税 課	納 税 係, 収 納 係
	課	係									
本 所	総 務 課	総 務 係, 管 理 係									
	課 税 課	課 税 係									
	納 税 課	納 税 係, 収 納 係									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出張所</th> <th>扇 町 出 張 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自動車税管理事務所の総務課長補佐を廃止した。</td> </tr> </tbody> </table>	出張所	扇 町 出 張 所		自動車税管理事務所の総務課長補佐を廃止した。						
出張所	扇 町 出 張 所										
	自動車税管理事務所の総務課長補佐を廃止した。										
昭和57年8月1日	<p>機構改革により, 大河原, 仙台北, 古川, 築館, 迫, 石巻, 志津川県税事務所が廃止され, 大河原, 仙台, 古川, 築館, 迫, 石巻, 気仙沼各地方県事務所税務部となり, 仙台南, 仙台中央, 塩釜県税事務所の指導係が廃止され, 税務機構が次のように整備された。</p>										

年 月 日	沿 革 概 要			
	名 称	所 在 地	管 轄 区 域	機 構
	大河原地方県事務所税務部	大河原町	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	課税, 納税の2課制
	仙台地方県事務所税務部	仙台市	仙台市(仙台南, 仙台中央分を除く。), 泉市, 宮城町, 黒川郡	
	古川地方県事務所税務部	古川市	古川市, 加美郡, 志田郡, 玉造郡, 遠田郡	
	築館地方県事務所税務部	築館町	栗原郡	
	迫地方県事務所税務部	迫町	登米郡	
	石巻地方県事務所税務部	石巻市	石巻市, 桃生郡, 牡鹿郡	
	気仙沼地方 県事務所税務部	本所 気仙沼市 支所 志津川町	気仙沼市, 本吉郡	
	仙台南県税事務所	仙台市	仙台市(広瀬川以南), 岩沼市, 名取市, 亶理郡, 名取郡	総務, 課税, 納税の3課制
	仙台中央県税事務所	仙台市	仙台市の一部	総務, 直税, 間税, 納税の4課制
	塩釜県税事務所	塩竈市	塩竈市, 多賀城市, 宮城郡(宮城町除く。)	仙台南県税事務所と同じ
	自動車税 管理事務所	本所 仙台市 出張所 仙台市	全県域	"
昭和59年4月1日	娯楽施設利用税, 軽油引取税の課税, 統計事務をオンライン化した。			
昭和60年4月1日	1. 全事務所に納税担当次長を置いた。 2. 料理飲食等消費税の課税, 統計事務をオンライン化した。			
昭和61年4月1日	個人事業税トータルシステムが稼働した。			
昭和62年4月1日	1. 法人二税の課税, 統計事務をオンライン化した。 2. 法人二税, 間税三税を漢字化した。			
昭和62年11月1日	仙台市と宮城町			
昭和63年3月1日	仙台市と泉市及び秋保町			
昭和63年4月1日	} が合併したが県税の管轄は従前どおりとした。 1. 県税トータルシステムが完成した。 2. 不動産取得税課税システムが稼働した。			
平成元年4月1日	1. 県民税利子割システムが稼働した。 2. 自動車税管理事務所扇町出張所に審査係及び収納係を置いた。			
平成2年4月1日	自動車二税システムを漢字化した。			
平成3年4月1日	免税軽油管理システムが稼働した。			

年 月 日	沿 革 概 要																				
平成4年4月1日	税務行政の適正かつ効果的な運営を推進するため、税務事務改善委員会を設置した。																				
平成5年8月19日	税の公平性を確保し、増加する滞納額に対処するため、「県税滞納額縮減対策本部」を設置した。																				
平成6年4月1日	仙台中央県税事務所に副所長を置き、総務課を総務室に改めた。																				
平成7年4月1日	1. 本庁税務課及び仙台中央県税事務所に税務専門監を置いた。 2. 自動車税管理事務所扇町出張所の審査係及び収納係を審査収納係に改めた。 3. 特別調査班を設置した。																				
平成8年4月1日	本庁税務課にシステム開発担当の課長補佐を置いた。																				
平成9年4月1日	本庁税務課にシステム開発班を設置した。																				
平成10年4月1日																					
平成11年4月1日	1. 税務総合管理システムが稼働した。 2. 自動車税管理事務所を廃止し、自動車税について各地方県事務所、各県税事務所で賦課・徴収を行うこととした。 3. 本庁税務課及び仙台中央県税事務所の税務専門監を廃止し、本庁税務課に税務特別対策専門監を置いた。 4. 仙台中央県税事務所の副所長を2名とした。 5. 機構改革により地方機関の課制・本庁の係制が廃止されグループ制(班)になった。 6. 税務課内に特別滞納整理担当を配置した。 機構改革後の組織機構は次のとおりである。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>機 構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 務 課</td> <td>課長, 税務特別対策専門監, 課長補佐(総括担当) 庶務担当, 管理班, 企画班 直税班, 間税班, 納税班</td> </tr> <tr> <td>大河原地方県事務所税務部</td> <td>部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班</td> </tr> <tr> <td>仙台地方県事務所税務部</td> <td>部長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班</td> </tr> <tr> <td>古川地方県事務所税務部</td> <td>部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班</td> </tr> <tr> <td>築館地方県事務所税務部</td> <td>部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班</td> </tr> <tr> <td>迫地方県事務所税務部</td> <td>部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班</td> </tr> <tr> <td>石巻地方県事務所税務部</td> <td>部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班</td> </tr> <tr> <td>気仙沼地方県事務所税務部</td> <td>部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班</td> </tr> <tr> <td>仙台南県税事務所</td> <td>所長, 次長(総括担当), 総務班, 課税班, 納税班</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	機 構	税 務 課	課長, 税務特別対策専門監, 課長補佐(総括担当) 庶務担当, 管理班, 企画班 直税班, 間税班, 納税班	大河原地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班	仙台地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班	古川地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班	築館地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班	迫地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班	石巻地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班	気仙沼地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班	仙台南県税事務所	所長, 次長(総括担当), 総務班, 課税班, 納税班
名 称	機 構																				
税 務 課	課長, 税務特別対策専門監, 課長補佐(総括担当) 庶務担当, 管理班, 企画班 直税班, 間税班, 納税班																				
大河原地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班																				
仙台地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班																				
古川地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班																				
築館地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班																				
迫地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班																				
石巻地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班																				
気仙沼地方県事務所税務部	部長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班																				
仙台南県税事務所	所長, 次長(総括担当), 総務班, 課税班, 納税班																				

年 月 日	沿 革 概 要	
	名 称	機 構
	仙 台 中 央 県 税 事 務 所	本 所 所長, 副所長, 次長(総括担当), 総務班 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班
		出 張 所 日の出町出張所(自動車税班) 扇町出張所 (審査収納班)
	塩 釜 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当), 総務班, 課税班, 納税班
平成 12 年 4 月 1 日	<p>1. 機構改革により, 気仙沼地方県事務所税務部が廃止され, 気仙沼地方振興センター税務部となった。</p> <p>2. 本庁税務課の直税班と間税班を統合し課税班とした。</p> <p>3. 仙台中央県税事務所日の出町出張所を廃止した。</p>	
平成 12 年 8 月 1 日	1. 仙台中央県税事務所に軽油引取税調査班を設置した。	
平成 13 年 4 月 1 日	<p>1. 本庁税務課の管理班をシステム管理班に改称した。</p> <p>2. 仙台地方県事務所税務部に自動車税班を設置した。</p> <p>3. 仙台中央県税事務所に収納管理班を設置した。</p>	
平成 14 年 4 月 1 日	仙台中央県税事務所において副所長2名を1名とし, 組織を総務・課税部, 納税部の2部制とした。	
平成 16 年 4 月 1 日	<p>1. 機構改革により, 気仙沼地方振興センター税務部及び大河原, 仙台, 古川, 築館, 迫, 石巻地方県事務所税務部が廃止され, 大河原, 仙台北, 古川, 築館, 迫, 石巻, 気仙沼県税事務所となり, 大河原, 古川, 石巻県税事務所の課税班を課税第一班, 課税第二班と, 納税班を納税第一班, 納税第二班とした。</p> <p>また, 仙台北県税事務所の自動車税班を廃止し, 課税第三班を設置し, 納税班を納税第一班, 納税第二班とした。</p> <p>2. 仙台南, 仙台中央, 塩釜県税事務所の総務班, 仙台中央県税事務所の軽油引取税調査班を廃止し, 仙台南, 塩釜県税事務所の課税班を課税第一班, 課税第二班と, 仙台南県税事務所の納税班を納税第一班, 納税第二班とし, 仙台中央県税事務所に課税第三班, 課税第四班を設置した。</p> <p>3. 仙台北県税事務所に税務専門監, 仙台中央, 仙台北県税事務所に特別滞納整理担当を配置した。</p> <p>機構改革後の組織機構は次のとおりである。</p>	
	名 称	機 構
	大 河 原 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当)(2), 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班
	仙 台 南 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当)(2), 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班
	仙 台 中 央 県 税 事 務 所	本 所 所長, 副所長, 課税部長, 納税部長, 次長(総括担当)(2) 課税第一班, 課税第二班, 課税第三班, 課税第四班 特別滞納整理担当, 納税第一班, 納税第二班, 収納管理班
		出 張 所 扇町出張所 (審査収納班)

年 月 日	沿 革 概 要	
	名 称	機 構
	仙 台 北 県 税 事 務 所	所長, 税務専門監, 次長(総括担当)(2) 課税第一班, 課税第二班, 課税第三班 特別滞納整理担当, 納税第一班, 納税第二班, 収納 管理班
	塩 釜 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班 納税班
	古 川 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当)(2), 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班
	築 館 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班
	迫 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班
	石 巻 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当)(2), 課税第一班, 課税第二班 納税第一班, 納税第二班
	気 仙 沼 県 税 事 務 所	所長, 次長(総括担当), 課税班, 納税班
平成 17 年 4 月 1 日	<p>1. 築館県税事務所を栗原県税事務所に、迫県税事務所を登米県税事務所に名称を変更した。</p> <p>2. 本庁税務課に個人住民税緊急対策担当, 地方税広域徴収対策担当, 外形標準課税調査担当を配置した。個人住民税緊急対策担当については, 石巻市及び登米市へ各4か月間派遣, 地方税広域徴収対策担当については, 仙南地域行政事務組合へ1年間派遣した。</p> <p>3. 自動車税コンビニエンスストア収納システムが12月1日, 地方税電子申告システムが平成18年1月1日から運用を開始した。</p> <p>4. 平成18年2月にインターネット公売を導入した。</p>	
平成 18 年 4 月 1 日	<p>1. 古川県税事務所を大崎県税事務所に、気仙沼県税事務所志津川支所を気仙沼県税事務所南三陸支所に名称を変更した。</p> <p>2. 本庁税務課に公売・換価支援担当及び軽油引取税調査担当を配置した。</p> <p>3. 各県税事務所に個人住民税徴収支援担当を、仙台南及び石巻県税事務所に特別滞納整理担当を配置した。</p> <p>4. 塩釜県税事務所の納税班を納税第一班, 納税第二班とした。</p> <p>5. 滞納整理にタイヤロックを導入した。</p>	
平成 19 年 4 月 1 日	<p>本庁税務課の特別滞納整理担当を廃止し, また, 個人住民税緊急対策担当及び地方税広域徴収対策担当を廃止して個人住民税徴収支援班を設置した。</p>	

年 月 日	沿 革 概 要														
平成20年4月1日	<p>1. 本庁税務課の公売・換価支援担当及び軽油引取税調査担当を廃止した。</p> <p>2. 仙台南及び石巻県税事務所の特別滞納整理担当を廃止した。</p> <p>3. MPN(マルチペイメントネットワーク)を用いた収納(ペイジー)が利用可能になった。</p>														
平成21年4月1日	<p>1. 本庁税務課の税務特別対策専門監を廃止した。</p> <p>2. 本庁税務課の個人住民税徴収支援班を廃止して個人県民税を含む市町村税の徴収体制の整備を支援するための宮城県地方税滞納整理機構を設立し、その実務を行う地方税徴収対策室を設置した。地方税徴収対策室は、県職員及び市町村からの派遣職員をもって構成し、その組織機構は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="435 695 1403 825"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>機 構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税徴収対策室</td> <td>室長, 室長補佐, 徴収第一グループ, 徴収第二グループ, 徴収第三グループ, 徴収第四グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 仙台北県税事務所の税務専門監を廃止した。</p> <p>4. 大崎県税事務所, 栗原県税事務所, 登米県税事務所及び石巻県税事務所について、「宮城県地方機関再編の基本方針」に基づき再編した。</p> <p>(1) 大崎県税事務所及び栗原県税事務所 大崎県税事務所及び栗原県税事務所について、広域事務所として北部県税事務所に、地域事務所として栗原地域事務所に再編した。</p> <p>(2) 登米県税事務所及び石巻県税事務所 登米県税事務所及び石巻県税事務所について、広域事務所として東部県税事務所に、地域事務所として登米地域事務所に再編した。</p> <p>再編においては、課税業務(自動車税を除く。)を広域事務所に統合し、地域事務所では自動車税の賦課及び納税関係業務を行うこととした。再編後の組織機構は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="435 1352 1403 1650"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>機 構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部県税事務所</td> <td>所長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班, 納税第一班, 納税第二班</td> </tr> <tr> <td>栗原地域事務所</td> <td>所長, 次長(総括担当兼班長), 税務班</td> </tr> <tr> <td>東部県税事務所</td> <td>所長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班, 納税第一班, 納税第二班</td> </tr> <tr> <td>登米地域事務所</td> <td>所長, 次長(総括担当兼班長), 税務班</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 自動車税について、平成22年1月1日からクレジットカードでの納付が可能になった。</p>	名 称	機 構	地方税徴収対策室	室長, 室長補佐, 徴収第一グループ, 徴収第二グループ, 徴収第三グループ, 徴収第四グループ	名 称	機 構	北部県税事務所	所長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班, 納税第一班, 納税第二班	栗原地域事務所	所長, 次長(総括担当兼班長), 税務班	東部県税事務所	所長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班, 納税第一班, 納税第二班	登米地域事務所	所長, 次長(総括担当兼班長), 税務班
名 称	機 構														
地方税徴収対策室	室長, 室長補佐, 徴収第一グループ, 徴収第二グループ, 徴収第三グループ, 徴収第四グループ														
名 称	機 構														
北部県税事務所	所長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班, 納税第一班, 納税第二班														
栗原地域事務所	所長, 次長(総括担当兼班長), 税務班														
東部県税事務所	所長, 次長(総括担当), 課税第一班, 課税第二班, 納税第一班, 納税第二班														
登米地域事務所	所長, 次長(総括担当兼班長), 税務班														
平成22年4月1日	<p>1. 本庁税務課の外形標準課税調査担当を廃止し、システム開発班を設置した。</p> <p>2. 仙台中央県税事務所の特別滞納整理担当を廃止し、機動特別滞納整理班を設置した。</p>														
平成22年12月15日	<p>個人住民税の収入率向上を図るため、個人住民税特別徴収推進会議を設置した。</p>														

年 月 日	沿 革 概 要
平成23年3月11日	<p>東日本大震災が発生。津波被害により石巻合同庁舎、気仙沼合同庁舎及び南三陸合同庁舎が使用不能になり、一時、次のとおり避難し業務を継続した。</p> <p>東部県税事務所……………登米合同庁舎</p> <p>気仙沼県税事務所……………気仙沼保健福祉事務所庁舎</p> <p>同 南三陸支所……………登米合同庁舎</p> <p>津波被害により、気仙沼県税事務所及び同南三陸支所の税務端末16台、サーバー1台、プリンタ7台が水没するとともに、多くの書類等が流出した。</p>